

地方独立行政法人静岡県立病院機構 第2期中期目標の策定のポイント及び原案

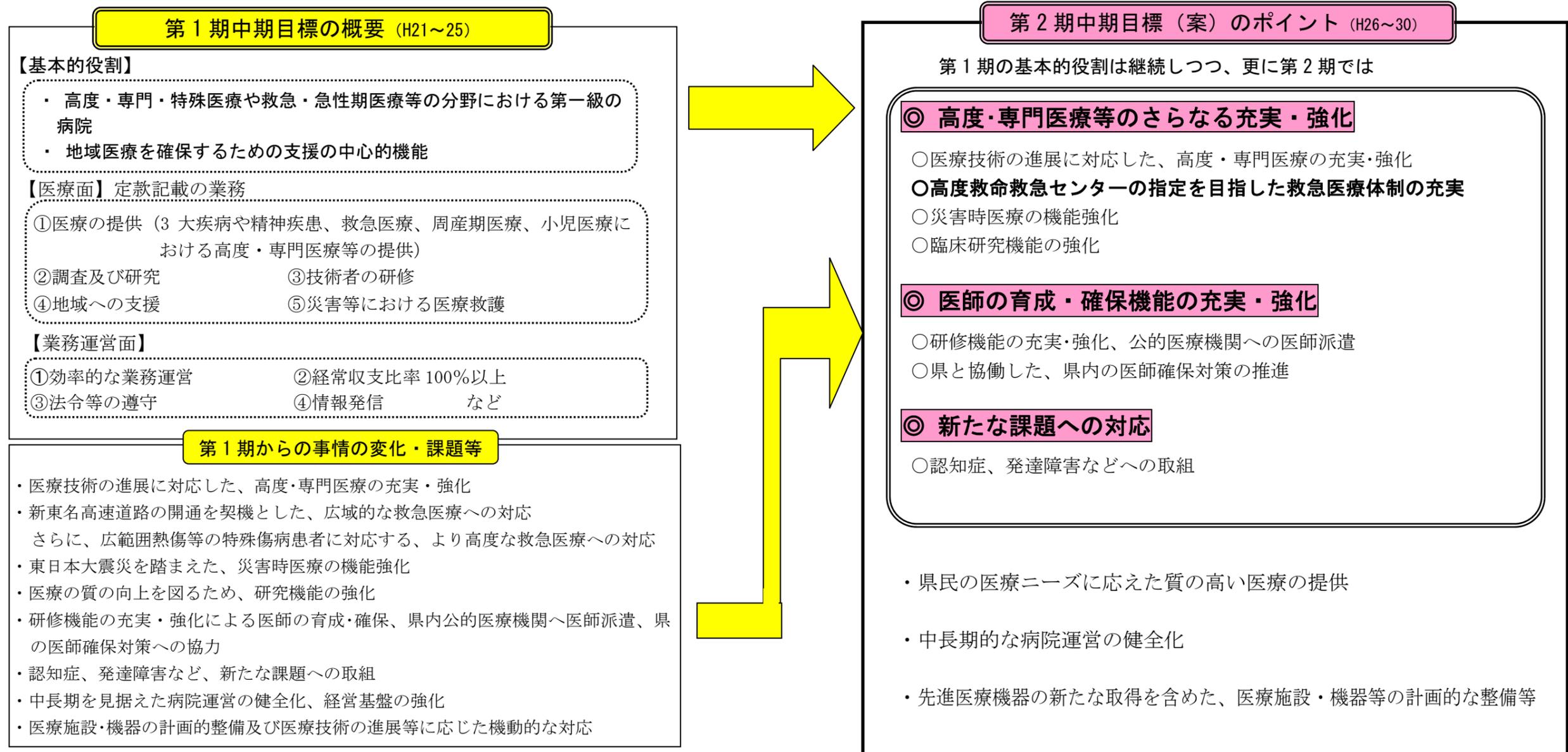
1 中期目標とは

- ・ 定義（地独法第25条第1項） 設立団体の長（県）が定める「地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標」
- ・ 法定記載事項（同条第2項）

第1 中期目標の期間（3年以上5年以下で知事が定める期間）	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	第4 財務内容の改善に関する事項
第5 その他業務運営に関する重要事項	

- ・ 手続（同条第3項） 県は、あらかじめ、評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て定める。
- ・ 法人だけでなく、広く県民に伝えるとの観点から、分かりやすく、簡潔な構成及び表現とする。（第1期と同様の考え方）

2 策定のポイント



3 今後の対応

- 8月～9月 パブリックコメント実施、県立病院機構との調整
- 10月開催予定の第2回評価委員会で最終案審議後、12月県議会へ議案提出